

埼玉県下水道局総合評価審査会設置要綱

（趣旨）

第1条 埼玉県下水道局が発注する工事及び土木工事委託業務（土木設計業務等及び測量、地質調査に類する業務）に関し、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）における技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価等を行うため、埼玉県下水道局総合評価審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（審査会の事務）

第2条 審査会は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に基づき埼玉県下水道局が行う総合評価方式に関する次の各号に掲げる事項を所掌する。

- （1）個々の工事及び土木工事委託業務（土木設計業務等及び測量、地質調査に類する業務）について、埼玉県総合評価方式活用ガイドラインに基づき審査し、意見を述べること。
- （2）落札者を決定しようとすることに對し意見を述べること。（（1）の審査会において、必要があると判断されたものに限る。）
- （3）その他、審査会が特別に定める事項に関すること。

（審査会の構成等）

第3条 執行予定額が2億円以上の工事及び2千万円以上の土木工事委託業務（土木設計業務等及び測量、地質調査に類する業務）について前条の事務を行うため、大規模工事・土木、大規模工事・建築、大規模工事・設備の各ブロックに審査会を設置する。2億円未満の工事及び2千万円未満の土木工事委託業務（土木設計業務等及び測量、地質調査に類する業務）について前条の事務を行うため、南部、西部、北部、東部、建築・設備の各ブロックに審査会を設置する。なお、2億円未満の工事及び2千万円未満の土木工事委託業務（土木設計業務等及び測量、地質調査に類する業務）であっても発注機関の依頼により大規模工事審査会長が了承した場合は大規模工事に係る各ブロック審査会において、前条の事務を行うことができるものとする。

- 2 各ブロックの審査会の構成は、別紙1のとおりとし、それぞれに審査員の中から審査会長及び審査副会長を置く。また、審査会へ意見を述べるため審査員とは別に、学識経験者を置く。
- 3 審査会に、専門の部門に関して意見の聴取等の必要があるときは、専門員を置くことができるものとし、当該部門における専門の学識や経験を有する者を、審査会長が選任する。
- 4 学識経験者は、代理人をたてることができる。

（審査会長の職務）

第4条 審査会長は、会務を総理し審査会を代表する。

- 2 審査会長に事故があるときは、審査会副会長がその職務を代理する。

（審査会の開催）

第5条 審査会は、必要に応じて開催するものとし、審査会長が招集する。

2 審査会は、審査員の過半数の出席をもって成立する。

3 審査会の審議は原則非公開とする。ただし、審査会が公開する旨を決定した場合は、この限りではない。

（除斥）

第6条 審査員、学識経験者及び専門員は、第2条（2）の事務に関しては、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

2 審査案件を提出する発注機関の審査員は、議事に参加できないものとする。

（守秘義務）

第7条 審査員及び専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（守秘義務）

第8条 審査員、学識経験者及び専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（事務局）

第9条 大規模工事・土木、大規模工事・建築、大規模工事・設備の各ブロックの審査会の事務局は、下水道局契約局長付大規模工事担当に置く。南部、西部、北部、東部、建築・設備の各ブロックの審査会の事務局は、下水道局総合技術センター所長付の各総合技術幹グループに置く。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、埼玉県下水道局総合評価審査会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別紙 1

埼玉県下水道局総合評価審査会と学識経験者の構成

大規模工事・土木ブロック ◎総合技術センター所長（兼）技術評価幹 ○総合技術センター総合技術幹 ・ 総合技術センター総合技術幹 ・ 総合技術センター主席工事検査員（農林） ・ 企業局主席工事検査員 — — — — — ☆国交省関東地方整備局荒川上流河川事務所長 ☆国交省関東地方整備局大宮国道事務所長	大規模工事・建築ブロック ◎総合技術センター所長（兼）技術評価幹 ○総合技術センター総合技術幹（建築） ・ 総合技術センター総合技術幹（設備） ・ 営繕課長 ・ 営繕・公園事務所長 — — — — — ☆国交省関東地方整備局営繕部営繕調査官 ☆国交省関東地方整備局東京第一営繕事務所長	大規模工事・設備ブロック ◎総合技術センター所長（兼）技術評価幹 ○総合技術センター総合技術幹（設備） ・ 設備課長 ・ 行田浄水場長 ・ 荒川左岸南部下水道事務所長 — — — — — ☆国交省関東地方整備局河川部上下水道調整官 ☆国交省関東地方整備局営繕部官庁施設管理官
南部ブロック ◎総合技術センター総合技術幹 ○さいたま県土整備事務所長 ・ 朝霞県土整備事務所長 ・ 川越県土整備事務所長 ・ 大宮公園事務所長 ・ 荒川左岸南部下水道事務所長 ・ 荒川右岸下水道事務所長 — — — — — ☆国交省関東地方整備局大宮国道事務所長 ☆国交省関東地方整備局荒川下流河川事務所長	西部ブロック ◎総合技術センター総合技術幹 ○秩父県土整備事務所長 ・ 飯能県土整備事務所長 ・ 東松山県土整備事務所長 ・ 西関東連絡道路建設事務所長 — — — — — ☆国交省関東地方整備局荒川上流河川事務所長 ☆国交省関東地方整備局大宮国道事務所長	北部ブロック ◎総合技術センター総合技術幹 ○熊谷県土整備事務所長 ・ 北本県土整備事務所長 ・ 本庄県土整備事務所長 ・ 営繕・公園事務所長 ・ 荒川左岸北部下水道事務所長 — — — — — ☆国交省関東地方整備局利根川上流河川事務所長 ☆国交省関東地方整備局大宮国道事務所長
東部ブロック ◎総合技術センター総合技術幹 ○越谷県土整備事務所長 ・ 行田県土整備事務所長 ・ 杉戸県土整備事務所長 ・ 鉄道高架建設事務所長 ・ 総合治水事務所長 ・ 八潮新都市建設事務所長 ・ 中川下水道事務所長 — — — — — ☆国交省関東地方整備局北首都国道事務所長 ☆国交省関東地方整備局江戸川河川事務所長	建築・設備ブロック ◎総合技術センター総合技術幹（建築） ○総合技術センター総合技術幹（設備） ・ 営繕課長 ・ 設備課長 ・ 営繕・公園事務所長 — — — — — ☆国交省関東地方整備局営繕部営繕調査官 ☆国交省関東地方整備局東京第一営繕事務所長	

☆：学識経験を有する者

◎：審査会長

○：審査副会長

・：審査員